



あなたの声をお聴かせください

町広報モニター募集

町では、広報紙や町公式ホームページ、各種SNSなどによる広報活動を行っています。このことに対して意見・提案を収集し、よりわかりやすく親しまれる広報などの作成を進めるため、「町広報モニター」を募集します。



広報モニターの活動

町の広報活動について、町民の立場からの意見や提案を年3回、インターネット上のアンケートフォームから回答します。

応募資格などそのほかの詳細については、町公式ホームページに「弟子屈町広報モニター設置要項」を掲載していますので必ずご確認ください。

令和8年度のモニター期間

6月1日(月)～令和9年3月31日(水)

募集人数

5人以内(応募者が6人以上の場合は抽選となります。)

募集期間

5月1日(金)～15日(金)

応募方法/応募フォームから申請ください

<https://www.harp.lg.jp/SGF0PmlU>



問い合わせ先/役場まちづくり政策課政策調整係 ☎482-2913 (課直通)

新たな地域おこし協力隊員が着任!

本町の新たな地域おこし協力隊員として、山藤友絵(やまふじともえ)さん(43歳)が4月1日に着任しました。

山藤さんは企業研修型地域おこし協力隊として、町が委託する研修先の(一社)摩周湖観光協会に所属し、観光まちづくり支援員として活動を行っています。

着任済みの3人の隊員と、まちづくりに新しい風を吹き込みます。町公式YouTubeチャンネルでは着任の様子を配信していますので、ぜひご覧ください。



YouTube



山藤 友絵さん

プロフィール

- ▶ 前住所/札幌市
- ▶ 趣味/コーヒー、ウォーキング、写真
- ▶ 特技/字を書くこと
- ▶ 長所/臨機応変に動けること

この度、地域おこし協力隊として(一社)摩周湖観光協会に着任いたしました、山藤友絵です。

私は別海町出身で、過去の仕事の転勤を機に、21年間札幌で生活をしていました。弟子屈町は昔から身近な存在で、帰省の度に弟子屈に遊びに行く計画を立てたり、別海に住んでいた時はキャンプをしに和琴半島へ行ったり、YOSAKOI演舞で弟子屈のお祭りに参加させていただいたこともあります。コロナ禍以降、弟子屈を訪れる機会が減っていく中で、気になるお店や見てみたい景色などがどんどん増えていき、3年ほど前から「いずれは弟子屈に移住しよう」と漠然と考えていました。そのような中、「やりたいことは先延ばしにしない方がいい」と思うきっかけがあり、移住することを決めました。

観光の仕事は初めての経験となります。覚えることがたくさんありますが、弟子屈の魅力や楽しいことなどを発信し、観光産業の発展に尽力したいと思いますので、どうぞよろしくお願いたします。

問い合わせ先/役場まちづくり政策課政策調整係 ☎482-2913 (課直通)

統計調査

国民生活基礎調査・経済センサスを実施します

国民生活基礎調査や経済センサスは、日本全国を対象とした国による重要な統計調査です。調査員が対象の世帯または事業所・企業を訪問し、調査書類を配布・回収しますので、ご協力をお願いします。

■国民生活基礎調査(毎年日本全国の一部の地区で実施)

概要: 保険・医療・福祉・年金・所得など国民生活の基礎的な事項について世帯面から総合的に明らかにし、厚生労働行政の企画および立案に必要な基礎資料を得るための統計調査。

対象: 国勢調査区から無作為に抽出された地区の世帯および世帯員

調査期間: 4月中旬から5月にかけて



厚生労働省HP
国民生活基礎調査

■経済センサス(5年に1度実施)

概要: 全ての産業分野の売上(収入)金額や費用などの経理項目を同一時点で網羅的に把握し、我が国における事業所・企業の経済活動を全国および地域別に明らかにする統計調査。

対象: 日本全国全ての事業所・企業

調査期間: 5月中旬から6月にかけて



総務省統計局HP
経済センサス

▶調査票提出方法 調査員へ提出、または郵送にて提出 ※インターネットによる回答も可能です。

調査員はその身分を証明する「調査員証」を携帯しています。金銭を要求したり、銀行口座の暗証番号を聞き出したりすることは決してありませんので、統計調査を装った詐欺や不審な調査(かたり調査)には、十分に注意するようお願いします。

記事に関する問い合わせ先/役場まちづくり政策課政策調整係 ☎482-2913 (課直通)

ふるさとワーキングホリデー参加者受入企業を募集します

◆ふるさとワーキングホリデーとは

人口減少、少子高齢化対策として、道外の若者を対象に就業や生活体験、地域との交流、観光を通して、地域の魅力を深く知り、就職や転職の際に本町を選んでもらえるよう事業を実施します。求人広告だけでは伝わらない企業の魅力や重要性を就業することで直に伝え、今後地域を担う若者人材の確保を目的としています。

◆受入企業とは

事業の趣旨を理解し、参加者を短期雇用(アルバイト雇用)、給料を支払うことのできる企業です。参加者を受入れることで就業教育や雇用手続き、宿泊先から就業先までの送迎など業務が増加するため、趣旨を理解していることが条件です。

事業実施期間



受入は、以下の2期間中、1週間以上2週間以内で行います。

①8月上旬 ②11月上旬 ③2月上旬

※地域イベントへの参加も重要な要素として、いますのでイベントの日程に合わせて調整をすることがあります。



申し込み・問い合わせ先/役場まちづくり政策課政策調整係 ☎482-2913 (課直通)